

申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。

所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収計算をしてください。

給与所得者記入欄

年間総収入金額	年間総収入金額
(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円	(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円

年間総収入金額から、
年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
㉗ 551,000円未満	年間給与所得=0
㉘ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 - 最高10万円※
㉙ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円
㉚ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円
㉛ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円
㉜ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円
㉝ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの10円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。 $A \times 0.6 + 100,000$ 円 - 10万円
㉞ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	$A \times 0.7 - 80,000$ 円
㉟ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000$ 円
㊱ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
㊲ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円

年間給与所得金額

(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円

年間給与所得金額

(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円

年間所得金額合計 (A)

百 十 万 千 百 十 円

年金所得者記入欄

年間総収入金額	年間総収入金額
(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円	(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円

年間総収入金額から、
年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	㉗ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉗ 60万円以下	年間年金所得=0
	㉘ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円 - 最高10万円※		㉘ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円 - 最高10万円※
	㉙ 330万円以上410万円未満	$(A) \times 0.75 - 27$ 万5千円		㉙ 130万円以上410万円未満	$(A) \times 0.75 - 27$ 万5千円
	㉚ 410万円以上770万円未満	$(A) \times 0.85 - 68$ 万5千円		㉚ 410万円以上770万円未満	$(A) \times 0.85 - 68$ 万5千円
	㉛ 770万円以上	$(A) \times 0.95 - 145$ 万5千円		㉛ 770万円以上	$(A) \times 0.95 - 145$ 万5千円

※10万円未満のときはその金額

年間年金所得金額

(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円

年間年金所得金額

(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円

その他の所得者記入欄

年間所得金額
(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円

控除額合計 (B)

百 十 万 千 百 十 円

年間所得金額合計 (A) から控除額合計 (B) を差し引いたものをここに記入してください。

百 十 万 千 百 十 円

計算後の月収額

円

この月収額を表面の計算後の月収額の欄に記入してください。

計算後の月収額が次に該当の方が申込むことができます。

・ 申込まれるご本人(名義人)の年齢が50歳(※)未満の場合 123,000円以上487,000円以下

・ 上記以外の場合

158,000円以上487,000円以下

※申込み日現在の年齢となります。

控除額		控除額	
控除	①同居及び扶養親族控除	【入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族】 38万円	× 人 = 万円
特別控除	②老人控除対象配偶者控除	10万円	× 人 = 万円
	③老人扶養控除		
	④扶養親族控除	25万円	× 人 = 万円
	⑤障がい者控除	27万円	× 人 = 万円
	⑥特別障がい者控除	40万円	× 人 = 万円
	⑦寡婦控除	最高27万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)	× 人 = 万円
	⑧ひとり親控除	最高35万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)	× 人 = 万円